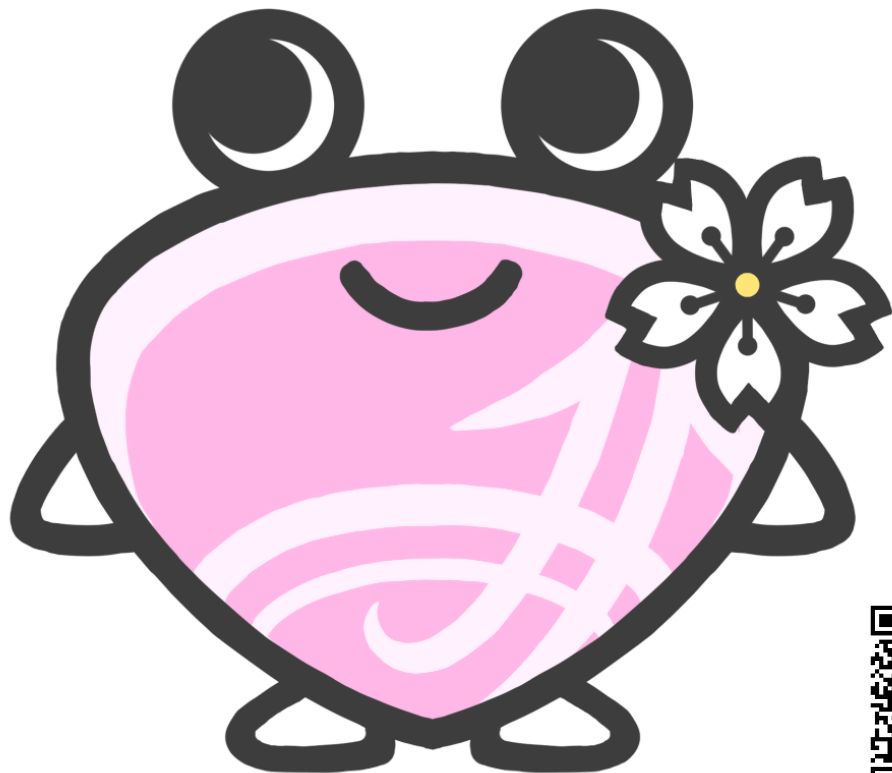


令和8(2026)年度

鎌倉市地域介護予防活動支援事業

補助金交付事業 のご案内



かいちゃん



市ホームページ

鎌倉市 健康福祉部 介護保険課

1 趣旨

市民の皆さまがいつまでも、いきいきと健康に暮らしていくために、高齢者の方を対象に、身近な場所での介護予防・健康づくりの活動を地域に広めていくことを目的として、定期的に介護予防・健康づくりの活動を行っている団体に対して、活動費の助成等の支援を行います。

2 対象となる活動の要件

次に掲げる要件を 全て 満たすことが必要です。

(1) 活動頻度

ア 年間活動団体

年間 24 回以上 （*後述の「Q & A」の Q9 の内容をご確認ください）

イ 年度途中からの活動団体

月 2 回相当以上

(2) 活動内容

体操、ウォーキング、コグニサイズ等、介護予防や健康づくりに効果が期待される運動を毎回 30 分以上実施すること。

※参加する方がそれぞれ、自分の体力に応じて参加できるような活動内容とします。

技術の向上を目指すことや、勝敗、競争を目的とするものは対象となりません。

週に 1 回程度の運動の継続により、年齢に関係なく、筋力を向上させる効果が得られることがわかっています。また、運動能力の向上、血糖値の安定、病気の予防にもつながります。

3 対象となる団体の要件

次に掲げる要件を 全て 満たすことが必要です。

(1) 介護予防・健康づくりを目的として、市内の施設等で自主的に活動している団体であること
※市内に一定の活動拠点を置き、地域の高齢者の方々が参加しやすいかたちで、定期的に行っている活動を想定しています。

※後述の「Q & A」の Q17 の内容もご確認ください

(2) 10 人以上で構成されていること

(3) 構成員の 7 割以上が鎌倉市民であること

(4) 構成員の過半数が 65 歳以上の方であること

(5) 参加を希望する人は誰でも参加できること

※65 歳未満の方の参加を妨げるものではありません。団体の状況に応じ、地域の方にご参加いただくことも可能です。

(6) 鎌倉市地域介護予防活動支援事業補助金以外の鎌倉市の補助金等の交付を受けていないこと

(7) 団体の活動に関する情報を市のホームページ等で公表できること

(8) 営利、宗教活動及び政治活動を目的としていないこと

(9) 法令又は公序良俗に違反しないこと

4 団体への支援

補助金交付を決定した団体へは次のような支援を行います。

(1) 活動費の助成

活動するにあたり、必要となる指導者への謝礼や会場使用料、消耗品費、保険料、印刷費（活動を周知するためのちらし作成等）の経費の助成として、次の額を上限に予算の範囲内で補助金を交付します。

| | | |
|-------------|--------------------------|-------------|
| 年間活動団体 | 年間活動回数 (原則、年間 24 回以上) | 補助金上限額 (年額) |
| | ①24～35 回/年 | 60,000 円/年 |
| | ②36～47 回/年 | 90,000 円/年 |
| | ③48 回以上/年 | 120,000 円/年 |
| 年度途中からの活動団体 | 月間活動回数 (原則、月 2 回相当以上) | 補助金上限額 (月額) |
| | ① 2 回相当/月 (24～35 回相当/年) | 5,000 円/月 |
| | ② 3 回相当/月 (36～47 回相当/年) | 7,500 円/月 |
| | ③ 4 回相当以上/月 (48 回以上相当/年) | 10,000 円/月 |

(2) 介護予防・健康づくりに関する情報提供

市や地域包括支援センターが行う講座や講演会、介護予防・健康づくりに関する情報を随時、提供します。

(3) 活動の周知

申請書の記載内容に基づき、団体名と主な活動内容、会場等を市のホームページに掲載するほか、介護予防教室参加者に一覧表を配布します。参加希望者にはご希望の団体を案内します（その際は市から各団体の担当の方にご連絡します）。

5 団体に行っていただくこと

補助金交付を決定した団体には次のことを行っていただきます。

(1) 地域の方への活動の周知

地域の方々に活動内容を積極的に周知するとともに、閉じこもりがちな高齢者の方等に対して、参加を呼びかけてください。

(2) 介護予防・健康づくりに関する情報の発信

市や地域包括支援センターが提供した介護予防・健康づくりに関する情報について、会員への周知にご協力ください。

(3) 地域包括支援センターとの連携

地域包括支援センターと連携して、必要に応じて、参加者が相談できる体制づくりにご協力ください。

※地域包括支援センターは、市内に10か所あり、「地域のよろず相談所」として、様々な相談に応じています。地域によって担当の地域包括支援センターが決まっています。

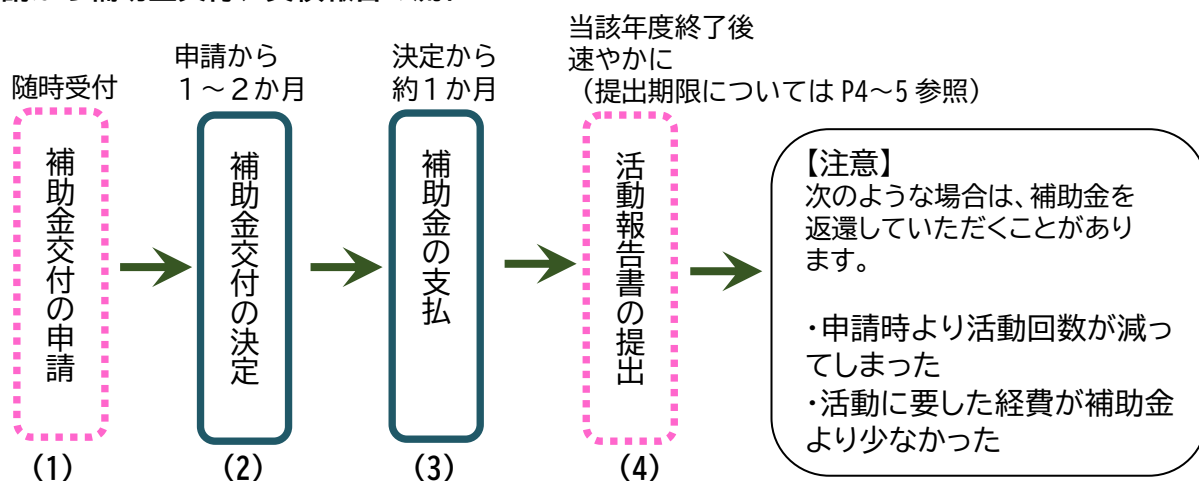
(4) 自主活動団体情報交換会への参加

活動運営等に関する情報交換や高齢者の健康づくり、健康管理等の知識の共有を図る場として、必要時、情報交換会を開催しますので、その際には代表者の方又は代理のご参加をお願いします。

(5) 鎌倉市健康診査受診のお願い

毎年、誕生日ごとに受診券を発送します。お手元に届きましたら、各種健診を受けてください。会員同士でもぜひお声かけをお願いします。

6 申請から補助金交付、実績報告の流れ



(1) 補助金交付の申請

申請は年間分として申請してください。

※年度途中からの活動団体は、申請しようとする月から3月までの申請をしてください。

次の書類に必要事項を記入して、毎年4月1日以降、活動開始月(申請しようとする月)の末日までにご提出ください。提出方法は次のいずれかの方法をお選びください。

ア 窓口へ持参

事前に、お電話(0467-61-3948)又は市役所本庁舎 介護保険課(6番)窓口で、来庁日をご予約ください。

(受付日及び時間は、土・日曜日及び祝日を除く、午前8時30分～午後5時までとします。午前12時から午後1時は避けてください。)

イ 郵送

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10 鎌倉市役所 介護保険課 宛て に郵送ください。
封筒の表に「**鎌倉市地域介護予防活動支援事業補助金団体交付申請書**」とご記入いただくとスムーズです。

ウ e-kanagawa 電子申請システムからの申請

鎌倉市のホームページを開き、「地域介護予防活動支援事業・補助金交付事業について」のページから申請してください。

ホーム>健康・福祉・子育て>健康・医療>成人の健康づくり>健康づくりの講座やイベント
>シニアと、いつかシニアになる方のための健康づくり>介護予防・健康づくり自主活動
団体への補助金について

*鎌倉市ホームページ上の検索バーに
「介護予防 補助金」とご入力
いただき検索することもできます。



(2) 申請に必要な書類

- ア 補助金交付申請書（第1号様式 ①又は②）
- イ 団体活動計画書（第2号様式）
- ウ 団体名簿兼活動記録表の写し（第3号様式）（原本は実績報告時に提出）
- エ 収支予算書（第4号様式）⇒実績報告時の収支決算書作成の参考になるため写しをとっておいてください。
- オ 振込口座確認書類（金融機関名、口座番号、口座名義人、預金種別がわかるものの写し）

(3) 書類を作成する際の留意点

- ア 消せるボールペンの使用は認められません。書き直しが必要となります。
- イ 訂正する際は、訂正箇所を二重線で消してください。修正テープ、修正液での訂正はできません。訂正印は不要です。
- ウ 提出された書類は返却いたしません。必要に応じてコピーをお願いします。

(4) 補助金交付及び補助額の決定

提出書類等を審査し、補助金交付の可否を決定し、補助額を確定し、通知します。

なお、提出書類の記載事項に不備がある場合、虚偽の内容が記載されている場合等は、交付決定後でも無効または失格となることがあります。

(5) 補助金の支払

確定した金額の補助金を、ご指定の口座に振り込みます。

(6) 活動報告書の提出期限及び提出書類

活動報告書の提出は、当該年度の活動終了後、速やかに提出してください。

令和9年(2027年)3月まで活動した団体はその活動内容をまとめ、**令和9年(2027年)4月8日(木)までに** 介護保険課にご提出ください。提出方法・受付日及び時間は、申請時と同様です。報告に必要な書類は次の通りです。

ア 団体活動実績報告書(第6号様式)

イ 団体名簿兼活動記録表(第3号様式)

ウ 収支報告書(第7号様式)

※ 補助額を上回る支出を確認するため、領収書又は支払った金額が明記されたもの(レシート可)の写しを添付してください。

※ 指導者への謝礼については、団体名簿兼活動記録表に指導者押印(又はサイン)も確認してください。領収書のほか、月謝袋や出納帳の写しの添付で構いません。

補助金の対象となる事業の施行に関する帳簿等(領収書含む)は、事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存してください。

申請内容に不備があった場合は、再提出をお願いすることがあります。

すべての書類が整った時点で「受理」となりますので、活動終了後、速やかな報告にご協力をお願いします。

7 差額の返還について

活動予定と活動実績の「回数」に補助上限額に影響する相違があった場合、または、活動に係る経費が補助額を下回った場合には、差額の返還が必要となる場合があります。ただし、団体の不可抗力により、実績が下回った場合には書面による申出として「団体活動変更届・中止届」(第8号様式)をご提出ください。その内容を審査し、返還を免除できるものとします。

8 補助の対象となる経費

(1) 対象となる経費

ア 会場使用料

イ 指導者への謝礼(交通費、ガソリン代含む)

ウ ちらし等の印刷費

エ 消耗品費(活動に必要な物品、材料、消毒物品等の購入費)

オ 保険料

(2) 対象とならない経費

ア 個人の所有となり、個人の利益となる物品の購入費

イ 団体構成員の交通費

ウ 飲食費

エ 指導者へのお中元・歳暮代

オ 電話代、メール通信費等、活動に使用した額を確定することが難しいもの、領収書がないもの

9 活動状況自己チェックについて（任意）

「申請に基づいた補助金交付」のため、「補助金の差額の返還」が発生しないよう、申請書、活動計画書に沿った活動ができていることを、中間時期（9月ごろ）に確認してください。実績報告書、収支報告書を仮作成してみることをお勧めします。申請時との相違があり、年間実績での回数や支出の減が見込まれる場合には、速やかに市に相談してください。

（申請時どおりの活動、予算支出の見込みが確認できれば、市への相談、提出は不要です。）

10 活動内容の変更等

(1) 申請書や活動計画書からの変更が生じた場合や活動中止（休止含む）が生じるときは、介護保険課（電話 0467-61-3948）にご連絡いただき、「団体活動変更届・中止届」（第8号様式）を提出してください。

(2) 次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の返還していただきます。

ア 補助金を他の用途に使用したとき

イ 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき

ウ 補助金の交付の決定内容及びこれに附した条件その他市長の指示に従わなかったとき

(3) 申請と実績に相違が生じた場合

「7 差額の返還について」をご確認ください。

11 その他

活動を行う際には、原則、参加者をスポーツ障害保険等に加入させ、活動内での事故等に備えてください。また、代表者等少なくとも構成員のうち1名は普通救急救命講習を受けることをお勧めします。

12 お問い合わせ先

鎌倉市役所 介護保険課

〒248-8686 鎌倉市御成町18-10

電話 0467(61)3948 [コールセンターにつながります]

*「地域介護予防活動補助金の問い合わせ」である旨をお伝えください

FAX 0467(23)7505 [代表]

補助対象活動について

Q 1 : 「介護予防や健康づくりに効果が期待される運動」とは、どのような運動ですか。

A 1 : スポーツ（競技）ではなく、四肢体幹（全身）を動かすストレッチや筋力トレーニング、バランス運動等を指します。座ったままで行う体操も含まれます。

Q 2 : 毎回、同じ活動でなければなりませんか。

A 2 : 同じでなくて構いません。例えば、月に2回はヨガ、月に2回はウォーキング、というように、運動の組み合わせが可能です。また、半日程度、サロンとして開催している中で、一定の時間（30分以上）、運動を行うという活動でも対象となります。

Q 3 : 30分以上の運動とは、10分×3回のように分割してもよいですか。

A 3 : 分割しても構いませんが、1回の活動において合計30分以上であることが必要です。

Q 4 : 65歳以上とは、いつの時点で判断すればよいですか。

A 4 : 年度末（3月31日時点）での年齢とします。

Q 5 : 構成人数が10人以上、65歳以上が2分の1以上いることとされていますが、毎回、その条件を満たす必要がありますか。

A 5 : 毎回、満たしていることが望ましいですが、申請時に満たされていれば構いません。

出席者が極端に減ってしまった場合には、次年度の申請についてご検討をお願いすることがあります。

Q 6 : 鎌倉市外の方が参加していてもよいですか。

A 6 : 構成人数の7割が鎌倉市民であれば、市外の方が参加しても構いません。

Q 7 : 誰でも参加できるとされていますが、どういうことですか。

A 7 : 近隣の住民等、参加希望の方がいた場合、また、地域包括支援センターからの紹介者等の参加の受入れを可能な範囲でお願いします。65歳未満の方の参加も可能です。

Q 8 : 年度途中で申請する場合はどのようになりますか。

A 8 : 例えば、5月分から申請しようとする場合、5月から3月までの活動回数を計算します。その回数に12か月をかけ、活動月数（この場合11か月）でわり、年間活動の相当回数を計算します。その年間活動回数によって補助上限額の区分を確認し、その単価に活動月数をかけ、補助上限額を算出します。

（2回／月×11か月（5月～3月）＝22回／年、22回×12か月÷11か月＝24回相当／年
補助金上限額の①に相当することから、5,000円／月×11か月分＝55,000円が補助上限額となります。）

ただし、当年度の予算の範囲内での交付となります。

Q 9 : 活動頻度「年間24回以上」とありますが、例えば、4月～10月までに24回以上の活動を行った場合、11月～3月は活動しなくてもよいですか。

A9：フレイル予防には、週1回程度の活動を継続して行うことが望ましいため、年間を通した活動を支援するための補助金です。活動の頻度は、月2回以上を目安としてください。ただし、例えば「8月は猛暑の時期なので、活動を控えたい」などの事情がある場合は、その時期の活動を前後の月に振り替えて行っていただく等の工夫をお願いしています。申請時にご相談ください。

補助金額について

Q10：年間48回の活動を予定していますが、カレンダー上、活動予定日に休日が数回あります。その場合、活動予定日を変えて年間48回活動すれば「上限額120,000円」の補助対象となりますか。

A10：そのとおりです。ただし、活動にかかる経費（収支予算書の支出予定）と比較して、少ない額が申請額となります。

Q11：活動回数が減ってしまいそうな場合、補助金はどうなりますか。

A11：令和5年度から、年間の活動回数を条件としていますので、休みとなった分の活動を年度内に振替えて活動してください。振替が難しく、補助金交付条件の回数（第5号様式 決定通知書に記載）を下回る場合には補助金の返還が必要となる場合があります。

Q12：活動を休止することにしました。その場合、補助金はどうなりますか。

A12：まずは介護保険課にご連絡のうえ、「団体活動変更届・中止届」（第8号様式）を提出してください。合わせて、活動された分の団体活動実績報告書（第6号様式）、団体名簿兼活動記録表（第3号様式）、収支報告書（第7号様式）を提出してください。その内容を市が審査し、実績報告に基づく補助金額を算出し、既に交付している補助金との差額を市に返金していただきます。市から補助金交付変更・取消決定通知書（第9号様式）と納付書を送付しますので、速やかに市への納付をお願いします。

提出書類について

Q13：必要書類は郵送してもらえますか。

A13：郵送はしません。市役所にてお渡しするほか、鎌倉市のホームページからダウンロードできます。

[介護予防 補助金](#)で検索してください。

Q14：団体名簿兼活動記録表は自署でなくてよいですか。

A14：「自署」「担当者による記載」「パソコンでの作成」いずれの方法でもかまいません。

Q15：団体名簿兼活動記録表は団体独自の様式での提出でも構わないですか。

A15：可能です。ただし、団体名簿兼活動記録表（第3号様式）は指定様式のため、第3号様式に「別紙あり」と記載し、団体の任意様式を添付してください。

Q16：領収書の提出は原本でよいですか。

A16：領収書等は「写し」を提出してください。講師謝礼については、領収書や月謝袋の写しを提出してください。また、講師謝礼については団体名簿兼活動記録表の指導者押印（又はサイン）

も可能な限り確認してください。

補助金の対象となる事業の実施に関する帳簿等（市に提出した書類の原本や各団体作成のノート等）は、事業が完了した年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存してください。

その他

Q17：会費を徴収していません。徴収は必須でしょうか。

A17：補助金交付条件としては会費徴収を必須とはしていませんが、この補助金は「住民主体の高齢者の介護予防・健康づくりの取組を推進することを目的に、自主的に介護予防・健康づくりのための活動を行う団体」に対して交付するものであり、原則的に、自主財源では活動の継続が難しい団体に交付するものです。また、受益者負担という意味では、会費の徴収は必要と考えます。会費徴収をしていない団体におかれましては、自主的な活動を安定的に継続するための会費のあり方について、ご検討いただきたくお願いいたします。

Q18：「地域包括支援センターとの連携」とは何をするのですか。

A18：センター職員に活動を見に来てもらうことをお勧めします。特に積極的に新規会員を募集されている団体はぜひ活動紹介を兼ねて、センターに連絡をしてみてください。また、地域包括支援センターは地域のよろず相談所です。今後の生活の備えとして、介護保険等のサービスのことを知っておきたいというご要望にも応じることができます。

なお、地域包括支援センターはお住まいの地域ごとに担当が決まっています。

Q19：活動を市の職員が見に来ることがありますか。

A19：市の職員が訪問調査を行なう場合があります。その際、申請内容と実際の活動内容等が適合しない場合は補助金の返還を求めることがあります。

Q20：普段の活動とは異なる内容で、指導をもらいたい場合、講師派遣をしてもらえますか。

A20：市では、「健康づくり応援団」として、地域の団体に出向き、介護予防・健康づくりに関する講座の講師派遣等を行っています（無料）。「口腔ケア」「認知症を学ぶ（認知症サポーター養成講座）」「フレイル予防・フレイルチェック」等です（年2回が上限）。ただし、本補助金の活動回数とは別にスケジュールしてください。内容、日程等については、ご希望に合わせて調整します。